

独立行政法人国立女性教育会館の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員給与規程に基づき、期末特別手当について文部科学省独立行政法人評価委員会が行う事業評価の結果を勘案し決定。

具体的には、100分の10の範囲内で増額または減額することが可能。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・本給月額を838,000円から834,000円に改定
- ・平成24年6月期の期末特別手当において、人事院勧告を踏まえ、国に準じた官民給与較差に基づく給与改定分を調整した。
- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から国に準じた減額措置を講じた。

理事

- ・本給月額を724,000円から720,000円に改定
- ・平成24年6月期の期末特別手当において、人事院勧告を踏まえ、国に準じた官民給与較差に基づく給与改定分を調整した。
- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から国に準じた減額措置を講じた。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 12,496	千円 9,030	千円 3,185	千円 281 (通勤手当)			※
A理事	千円 11,110	千円 7,796	千円 2,835	千円 234 (広域異動手当) 245 (通勤手当)		3月30日	◇
B理事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
A監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
B監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
C監事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 ()			
D監事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

幅広い人材を確保し、関係機関等との計画的な人事交流を図りつつ、常勤職員に対してはその抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、適正な給与水準とすることに努める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の支給について、①職員の勤務期間による割合(0/100～100/100の間)、②職員の勤務成績による割合(0/100～175/100の間)を支給割合として反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	当該職員の勤務成績等を勘案し、前述の①及び②を支給割合として反映。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠して、以下の措置を講ずることとした。
(職員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:一般職7級以上及び研究職5級以上(▲9.77%)、一般職3級から6級まで及び研究職3級及び4級(▲7.77%)、一般職2級以下及び研究職2級以下(▲4.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:管理職手当・一律▲10%、期末手当及び勤勉手当一律▲9.77%、地域手当等の本給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く。)の月額、減額後の本給月額等の月額により算出。
- ・平成18年4月における本給の切替えに伴う経過措置について、期限を平成26年3月31日までとした。
- ・平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、条件を満たす場合において号俸調整を行った。

(役員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・本給月額の措置の内容:▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容:期末特別手当・一律▲9.77%、広域異動手当・減額後の本給月額等の月額により算出。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 20	歳 46.4	千円 5,546	千円 4,223	千円 151	千円 1,323
事務・技術	人 18	歳 45.8	千円 5,456	千円 4,145	千円 141	千円 1,311
研究職種	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

非常勤職員	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
事務・技術	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
研究職種	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

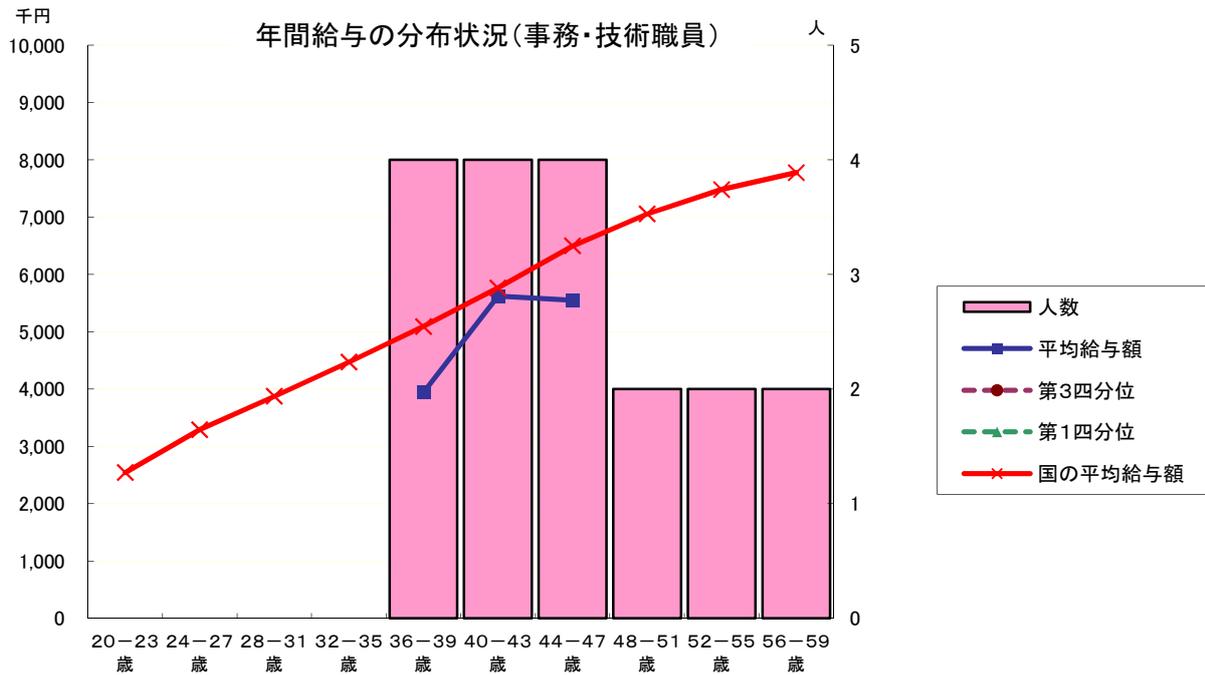
注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため記載を省略する。

注3: 医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略する。

注4: 常勤職員の研究職種及び非常勤職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下⑤まで同じ。
 注2:すべての年齢階層について該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。
 注3:年齢48-51歳及び52-55歳、56-59歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の平均額については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
課長	2	—	—	—
課長補佐	2	—	—	—
係長	12	46.6	4,846	6,003
係員	2	—	—	—

注1:課長、課長補佐、係員の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び平均給与の平均額については記載していない。

② 年間給与の分布状況(研究職員)

当法人における研究職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることからグラフを省略した。

当法人における研究職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから表を省略した。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長
人員 (割合)	18 人 (100%)	2 人 (11.1%)	2 人 (11.1%)	6 人 (33.3%)	5 人 (27.8%)	3 人 (16.7%)
年齢(最高～最低)				52～38 歳	57～44 歳	57～42 歳
所定内給 与年額(最高～最低)				4,042～3,616 千円	4,809～4,480 千円	5,457～4,318 千円
年間給与 額(最高～最低)				5,414～4,846 千円	6,427～6,003 千円	7,013～5,824 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	課長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)
年齢(最高～最低)						
所定内給 与年額(最高～最低)						
年間給与 額(最高～最低)						

注:2級及び1級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員
人員 (割合)	2 人 (100%)	0 人 (0%)	1 人 (50.0%)	0 人 (0%)	1 人 (50.0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)
年齢(最高～最低)							
所定内給 与年額(最高～最低)							
年間給与 額(最高～最低)							

注:当法人における研究職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		最高～最低	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	65.0	67.8	66.4
		35.0	32.2	33.6
最高～最低	37.7～32.1	35.0～29.7	34.8～30.8	

注:事務・技術職員における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		最高～最低	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		最高～最低	%	%

注:当法人における研究職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.9

対他法人(事務・技術職員)

78.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.9	
	参考	地域勘案 91.7 学歴勘案 81.3 地域・学歴勘案 90.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 86.2% (国からの財政支出額 546,755千円、支出予算の総額 634,062千円：平成24年度予算)	
	【検証結果】	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】	
	今後も国家公務員に準じた適切な給与水準を維持する。	

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(研究職員)

対国家公務員(研究職)

66.9

対他法人(研究職員)

67.1

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 66.9	
	参考	地域勘案 81.1 学歴勘案 66.5 地域・学歴勘案 77.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 86.2% (国からの財政支出額 546,755千円、支出予算の総額 634,062千円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算) 【検証結果】	
講ずる措置	今後も国家公務員に準じた適切な給与水準を維持する。	

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成23 年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	163,220	176,156	△12,936	(△7.3)	△12,936	(△7.3)
退職手当支給額 (B)	0	9,113	△9,113	(△100)	△9,113	(△100)
非常勤役職員等給与 (C)	45,357	48,509	△3,152	(△6.5)	△3,152	(△6.5)
福利厚生費 (D)	28,305	27,979	326	(1.2)	326	(1.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	236,882	261,757	△24,875	(△9.5)	△24,875	(△9.5)

総人件費について参考となる事項

I. 人件費について対前年度比増減の要因

一般職員の関係機関等との人事交流において係長クラス的人员が前年度比1名未補充の状態である。「給与、報酬等支給総額」については前年度比7.3%減であるが、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して法人において講じた措置における給与減額支給措置に係る減額を無かったものとした場合の「給与、報酬等支給総額」は、大凡177,122千円と推計され、その差は大凡13,902千円と算出される。その場合の前年比は966千円、0.54%増と推察される。

また、派遣職員の減及び有期雇用職員への切替えなどにより、「非常勤役職員等給与」が前年度比6.5%減となったが、有期雇用職員への切替えによる増員に伴い、「福利厚生費」において前年度比1.2%増となった。

退職手当については、平成24年度は支給が無かったため、退職手当の国家公務員の支給水準引き下げに基づく措置による削減額は無い。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準じ、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、減額を実施した。

役員に関する講じた措置の概要：

退職の日における役員の本給月額に乗じる支給率を、12.5/100から10.875/100に減じた。
ただし、経過措置として、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては12.25/100とし、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては11.5/100とする。

職員に関する講じた措置の概要：

退職手当の基本額に設けている調整率を、104/100から87/100に減じた。
ただし、経過措置として、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては98/100とし、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては、92/100とする。
(調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。)